

# 新型インフルエンザ等感染症対策個人防護具備蓄管理（流通方式）業務 委託仕様書

## 1 業務名

新型インフルエンザ等感染症対策個人防護具備蓄管理（流通方式）

## 2 業務目的・概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法第10条に基づき、岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画に定めた、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な個人防護具（以下、「個人防護具」という。）について、医療用規格及び備蓄水準を満たす調達を行い、使用期限が最低1年以上である状態を保ちながら、必要時に円滑に払い出しできるよう適切な管理を実施する。

なお、個人防護具は、令和7年度から令和10年度にかけて備蓄水準を満たす数量を追加調達することを予定しており、追加調達の個人防護具すべてを備蓄（流通方式）の対象とする。

## 3 業務期間

契約締結日～令和8年3月31日

## 4 提案限度額

総額14,155,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 業務内容（企画提案）

受託者は、次に掲げる（1）から（3）の項目について、委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項についても、本事業の受託者として決定した際の企画提案書等に記載した事項のうち、県と受託者が協議の上で設定するものについては、契約書（仕様書）に修正・追記する。

### （1）個人防護具の調達業務

個人防護具は、令和7年度から令和10年度にかけて、以下で示す「個人防護具の医療用規格等」、「個人防護具の各年度の調達数」及び「個人防護具の各年度の管理数」を満たす調達を予定している。令和10年度における調達後は、岡山県（以下「県」という。）の備蓄計画数量すべての個人防護具を管理の対象とする。

個人防護具の規格は企画提案で示したものとすること。ただし、同程度の機能・単価であるものや後継品など、合理的な理由により変更することは差し支えない。その場合は、事前に県の承認を得ること。

ただし、段ボール箱（以下「ケース」を含む）単位や個装箱単位での管理による品質維持など、合理的な理由により下記数量以上の調達を実施することは差し支えない。その場合は、事前に県の承認を得ること。

下記の「(4) 個人防護具の配達業務」により、医療機関等に供給した数量は別途調達（補充）することとし、当該調達（補充）に係る経費は県が負担する。

【個人防護具の規格等】

品目	医療用規格等
① サージカルマスク	<p>ア 日本の産業規格 (JIS) の医療用マスクについての規格「マスクの性能要件及び試験方法【JIS T9001】」クラス I・II適合品であること。</p> <p>イ 全国マスク工業会の会員企業の製品であり「衛生マスクの安全・衛生自主基準」に規定された品質基準及び製造管理基準に適合していること。</p> <p>ウ ゴム紐の装着感に配慮されたものであること。</p> <p>エ ノーズワイヤーは、任意の形状に変形させることが容易で、その後の形状が安定しているものとし、非金属のものとする。</p> <p>オ 耳掛け式のものであること。</p> <p>カ フリーサイズであること。(JIS(T9001)「医療用マスク及び一般用マスクの性能要件及び試験方法・解説」の「5.1マスクの大きさの目安」において「普通サイズ」とされているものに概ね沿った大きさであるものとする。)</p>
②N95 マスク	<p>ア 日本の産業規格 (JIS) の感染対策医療用マスクについての規格「マスクの性能要件及び試験方法【JIS T9002】」クラス I 適合品又は米国国立労働安全衛生研究所 (NIOSH) の N95 適合品であること。</p> <p>イ 全国マスク工業会の会員企業の製品であり「衛生マスクの安全・衛生自主基準」に規定された品質基準及び製造管理基準に適合していること。</p> <p>ウ 折りたたみ式であること。</p> <p>エ 首まわりと後頭部でおさえる2本しめひもであり、ノーズクリップが装着されており、会話をしながらの業務遂行時にも漏れこみが生じず顔面とマスクのフィットを高いレベルで確保できる構造であること。</p> <p>オ 排気弁を持たないものであること。</p>
③プラスチックガウン	<p>ア 米国医科器械振興会 (AAMI) PB70 レベル2との製品と同等以上であり、かつ、JIS L 1092 4 級以上の撥水性を有すること。</p> <p>イ 医療用用途を目的に製造されたものであること。</p> <p>ウ プラスチック製であること。</p> <p>エ 長袖で袖のズリ上がり対策として袖口がサムフックタイプであること。</p> <p>オ 割烹着型であること。(前面に開口部がなく、後ろ開きで襟元及び背面を覆うことができる。ただし、首元が開きすぎていないこと。)</p> <p>カ 身体に対し固定する紐等が床につかない程度の長さで付いており、かつ、着脱が容易であること。首の後ろの紐で固定し、首を通すことなく脱げるものであること。</p> <p>キ 丈の長さは 100 cm 以上、かつ、身長 150 cm の者が着用しても床につかない程度であること。</p>
④フェイスシールド	<p>ア シールド部のサイズは、W230×H180 mm以上（サージカルマスクとシールドが一体となった形状の場合：W302×H125 mm以上）とし、目、鼻、口がガードできる形状であること。</p> <p>イ シールド部の素材は、プラスチック製とし、無色透明で視界が良好であり、眼鏡及びマスクと併用が可能であること。</p> <p>ウ 対応する者の飛沫が着用者のフェイスガードの上下・側面から内側に入りにくい形状であること。</p>

	<p>エ 内側が曇り止め加工をしてあり、着用時に小走りなどで、容易にずれが生じないものであること。</p> <p>オ 道具などを使用せず組み立てが可能であること。</p> <p>カ シールド同士が擦れて傷がつかないようにシールドを保護した箱に入れること。</p> <p>キ サージカルマスクとシールドが一体となった形状の提案も可能とし、その際のマスク部の規格は「①サージカルマスク」の規格以上の性能を有すること。</p>
⑤非滅菌手袋	<p>ア 日本の産業規格 (JIS) の規格 T9115、米国試験材料協会 (ASTM) の規格 D6319 又は欧州規格 (EN) の規格 EN455 適合品 (ただし滅菌処理の必要はない) であること。</p> <p>イ 一般般医療機器 (クラス I) 非天然ゴム製検査・検診用手袋であること。</p> <p>ウ ニトリル素材 (原材料:石油) であり、ラテックスアレルギーの原因となる成分を含まないこと。</p> <p>エ 水や体液等の浸透がないこと。</p> <p>オ 指先にフィットする薄手のもので、感触性に優れた、細かな作業がし易い素材・形状であること。</p> <p>カ 指先の滑り防止のため、エンボス加工がなされてであること。</p> <p>キ 手首にガウンとグローブの隙間ができない十分な長さがあること。</p> <p>ク サイズ (S:M:L) ごとの数量の割合は、概ね S:M:L=4:4:2 とする。</p>

#### 【個人防護具の各年度の調達数】

品目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
①サージカルマスク	317,550	317,550	317,550	317,550	1,270,200
②N95マスク	7,275	7,275	7,275	7,275	29,100
③プラスチックガウン	49,400	49,400	49,400	49,400	197,600
④フェイスシールド	20,575	20,575	20,575	20,575	82,300
⑤非滅菌手袋	722,725	722,725	722,725	722,725	2,890,900

#### 【個人防護具の各年度の管理数】

品目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
①サージカルマスク	317,550	635,100	952,650	1,270,200
②N95マスク	7,275	14,550	21,825	29,100
③プラスチックガウン	49,400	98,800	148,200	197,600
④フェイスシールド	20,575	41,150	61,725	82,300
⑤非滅菌手袋	722,725	1,445,450	2,168,175	2,890,900

#### (2) 個人防護具の管理業務 (流通方式)

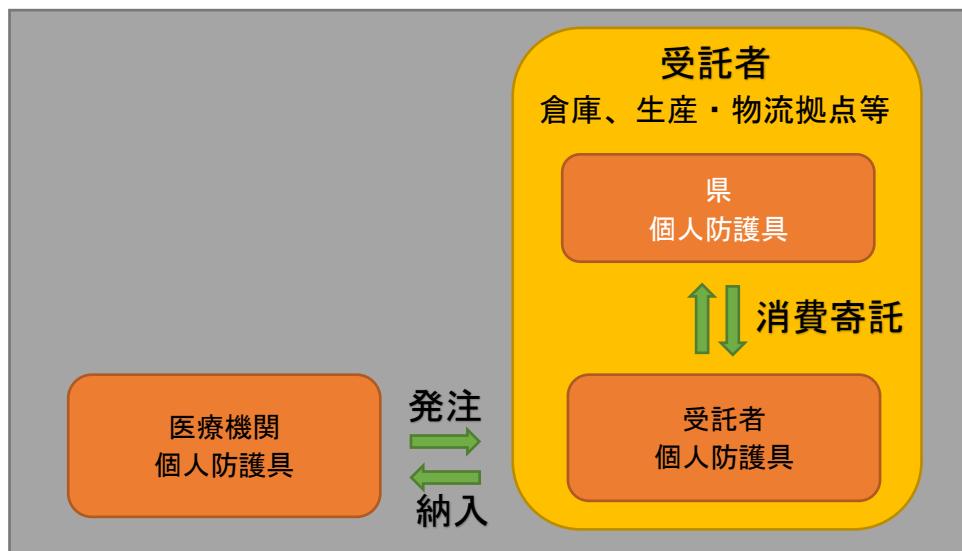
受託者は、「上記 (1) で調達した個人防護具」について、受託者の倉庫、生産・物流拠点等で以下に示す管理条件により管理を行う。合わせて、以下で示す流通方式により、日常行う医療機関等との取引を活用して、「上記 (1) で調達した個人防護具」の使用期限が到来しないよう、先入れ先出しにより新

陳代謝させ、使用期限が最低1年以上である状態を保つものとする。

- ① 個人防護具を衛生的かつ安全に保管するために必要な構造及び設備を有すること。
- ② 受託業務を適切に行うのに支障のない面積を有すること。
- ③ 個人防護具の品質検査に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、他の検査設備・機関を利用した検査も認めるが、その際には県に検査結果等を必要に応じて提示すること。

#### 【流通方式】

- ① 受託者に医療機関等から発注があった場合、「上記（1）で調達した個人防護具」を医療機関等に納入する。
- ② 「上記（1）で調達した個人防護具」から出庫する際、「上記（1）で調達した個人防護具」と「受託者の在庫」について、民法第666条の「消費寄託」を行い、受託者は、出庫した「上記（1）で調達した個人防護具」と種類、品質及び数量の同じ「受託者の在庫」をもって返還する。
- ③ 受託者は「上記（1）で調達した個人防護具」の数量、使用期限等を管理し、①及び②を繰り返し行う。なお、②の出庫は、最も古いものから行う（先入れ先出しとする）。
- ④ ①～③の一連の先入れ先出しによる新陳代謝させるものとし、在庫管理表を作成する（電子データを電子媒体で管理することも認められる）。



#### （3）個人防護具の品質・数量管理業務

受託者は、「上記（1）（2）で調達・管理（流通方式）を行う個人防護具」について、段ボール箱単位かつ個装箱単位かつ個包装単位又は複数枚包装単位で、製品情報として、段ボール箱（ケース）にGS1-128を個装箱にはGS1-128又はJANコード、段ボール箱には段ボール箱への入り枚数の表示等を添付すること。また、品目、品質（品質保証書等）、数量及び入出庫状況の報告方法等を記載すること。

受託者は、「上記（1）（2）で調達・管理（流通方式）を行う個人防護具」

について、品目・品質・数量を調達・交換時に、確認・検査を実施し、年2回（9月末・3月末）、品目・品質・数量及び入出庫の状況を県に報告する。なお、検査によって、不合格品が発見された場合は、すみやかに県に報告し、受託者の責任と費用負担により、他の良品との交換を行うこととともに、その他必要な措置（不合格の理由、原因分析、再発防止策等）を講ずること。

#### **(4) 個人防護具の配送業務**

受託者は、県が個人防護具を配送する等の指示をした場合には、原則、以下に示す配送方法により、県が指定する配送先・数量等に基づき、速やかに出庫管理・配送を行うものとする。当該配送に係る経費は県が負担する。

##### **【配送方法】**

- ① 県から受託者に個人防護具の配送予定がある旨を一報する。
- ② 県は医療機関等に個人防護具の配布希望調査を行う。
- ③ 県から受託者に個人防護具の配送先・数量等の必要な配送情報を提供し、個人防護具の配送を指示する。
- ④ 受託業者は配送情報を配送事業者等に伝達し、配送日程等の調整を行い、県に報告する。
- ⑤ 県は医療機関等に配送数量・日程等を連絡する。
- ⑥ 受託者は、配送事業者等に個人防護具の出庫処理を行う。
- ⑦ 配送事業者等は、個人防護具を配送先に配送する。
- ⑧ 配送事業者から受託者に、受託者から県に配送完了報告を行う。
- ⑨ ①～⑧の一連の出庫管理・配送を配送業務とする。

#### **(5) 個人防護具の配送机上訓練業務**

受託者は、上記（4）について、机上訓練を行い、情報伝達、配送の課題と対応策に関する検証を行う。情報の伝達・共有の円滑化のため、情報伝達はメール等の電子媒体で行い、その内容を電子媒体で共有する。配送に関しては、受託者が行い、配送日時・配送内容・配送業者等をメール等の電子媒体で報告し、配送を再現する。

#### **(6) 引継ぎ業務**

契約終了・解除において、委託業務を新たな受託者が受託することとなったとき、業務の質の低下を招かない様に、県・現受託業者・新受託業者の3者で協議を行い、速やかに引き継ぎを開始すること。その際、契約終了・解除となる日までに遅滞なく引継ぎ業務を完了すること。

### **6 事業体制**

- ・本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施の為に十分な経験と技術力及び調整能力を有する技術者を従事させるとともに、事業内容を総合的に評価でき、かつ作業進行を適切に処理できる制作責任者を置くこと。

- ・県と綿密な連携を図りながら、業務が円滑に遂行できる体制をとること。
- ・本業務の遂行に先立ち、業務責任者、担当者等について、その所属、氏名、実務経験、本業務における役割等を県に提出し、承認を得ること。その提出書類はフォーマットを含め、受注者が速やかに用意すること。

## 7 委託の条件

受託者は、本業務の実施に当たって、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 受託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（別紙1）を作成し、報告しなければならない。

なお、報告書に添付する主な資料は次のとおりとし、詳細については県が指示するものとする。

- ・個人防護具の調達・在庫管理等の報告書（在庫管理表他）
- ・個人防護具の規格・品質検査結果の報告書（品質保証書・検査証他）

- (2) 委託業務の実施に必要とする機材等については、原則として受託者所有の機器を使用すること。

- (3) 委託事業に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

## 8 精算

- (1) 本業務は、契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとする。

- (2) 本業務が終了した時点で、実施経費の精算を行い、県の確認を経た上で額を確定し、経費の請求を行うこと。

## 9 秘密保持

- (1) 事業者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

- (2) 本業務に関して、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

- (3) 受託者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

## 10 その他

- (1) 受託者は、当該業務の遂行方法について不明な点が生じた時は、その都度県と協議の上、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。

- (2) 県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めるものとする。

- (3) 提案に当たっては、実現可能性のある提案とすること。